

白岡市こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

福祉3医療費（こども医療費、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭等医療費）助成制度の対象者の更なる保健の向上及び福祉の増進を図るため、原則として県内に所在する全ての保険医療機関において現物給付化を実施することに伴い、関係する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（こども医療費）

- ア 現行
 - ・市内の保険医療機関等のみ現物給付を実施
 - ・支給対象にひとり親家庭等医療費該当のこどもを含む
- イ 改正後
 - ・医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化を実施
 - ・支給対象にひとり親家庭等医療費該当のこどもを含まない（令和5年1月1日から）

(2) 第2条関係（重度心身障害者医療費）

- ア 現行
 - ・市内の保険医療機関等のみ現物給付を実施
- イ 改正後
 - ・医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化を実施

(3) 第3条関係（ひとり親家庭等医療費）

- ア 現行
 - ・受給者のうち、市県民税課税者については、支払った医療費から自己負担金を控除した額を支給
 - ・現物給付未実施
 - ・支給対象にこども医療費該当のこどもを含まない
- イ 改正後
 - ・受給者に対する自己負担金の廃止
 - ・医療費助成金支給対象者全員に対し、県内現物給付化を実施

- ・支給対象にこども医療費該当のこどもを含む（令和5年1月1日から）

3 施行期日等

- (1) 第1条関係 令和4年10月1日
- (2) 第2条関係 令和4年10月1日
- (3) 第3条関係 令和5年1月1日
- (4) 共通事項 (1)から(3)までのいずれも施行期日以後の診療及び調剤に係る医療費助成金の支給について適用